

政治活動用立札・看板等の掲示についての注意事項

政治活動に使用する事務所において用いる立札及び看板類を掲示する場合、下記の事項についてご注意ください。

記

1. 従前までの証票の有効期限は、令和8年10月31日までとなっていますので、以後も引き続き立札及び看板類を掲示する場合、旧証票を取り外し、新証票をはがれないように釘等で貼付してください。
(証票の裏面シールを取れば接着剤も添付してあります。)
2. 立札及び看板類の使用目的を有しなくなった場合、若しくは、証票の有効期限を経過した場合、そのままにして掲示しておくことは違反となりますので当該立札及び看板類は撤去してください。
3. 立札及び看板類は、事務所の実在する場所に掲示してください。1事務所につき、掲示できる枚数は2枚以内です。
なお、田畑や空き地など政治活動用事務所としての実態のない場所には掲示できません。現地調査等で確認を行った結果、立札及び看板の類の移動、撤去を要請する場合があります。
4. 立札及び看板類の両面使用は2枚として計算されていますので、証票は両面に貼付してください。
5. 立札及び看板類の規格は「脚」の部分を含めて150cm×40cm以内に限られます。

